

住 安 第 3132 号

令和 4 年 1 月 24 日

関 係 団 体 各 位

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う申請手数料の改定、認定基準
の制定について

日頃より、県の住宅行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 3 年 5 月 28 日公布、令和 4 年 2 月 20 日施行）により、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）」の一部が改正されました。

これに伴い、静岡県（特定行政庁、限定特定行政庁を除く。）の所管において、申請手数料の改正、改正法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準の制定を行いました。

ついては、改正法施行日以降の申請について、御留意いただくよう貴団体会員各位への周知をお願いいたします。

記

1 主な改正点

- ・「一戸建て以外の住宅」について、「一戸あたり」から、「一棟あたり」に変更し、各区分の申請手数料を改定（※一戸建ての住宅を新築する場合の申請手数料は変更なし）
- ・登録住宅性能評価機関における事前審査内容の変更に伴い、「確認書を添付した場合」の申請手数料を制定、及び「住宅性能評価証を添付した場合」の手数を改定（※従前の適合証は廃止）
- ・認定することができない区域を告示により指定

2 施行日

令和 4 年 2 月 20 日

[添付資料]

- ・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正について（国土交通省資料）
- ・法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準（令和 3 年度静岡県告示第 30 号）
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定について

担 当 建築確認検査班 中野
電話番号 054-221-3075
F A X 054-221-3567